資料３

財政制度等審議会 財政投融資分科会

説明資料

（地方公共団体）

財務省　理財局

2026年11月17日

目次

１．地方債制度の現状

２．令和９年度要求の概要

３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

１．地方債制度の現状

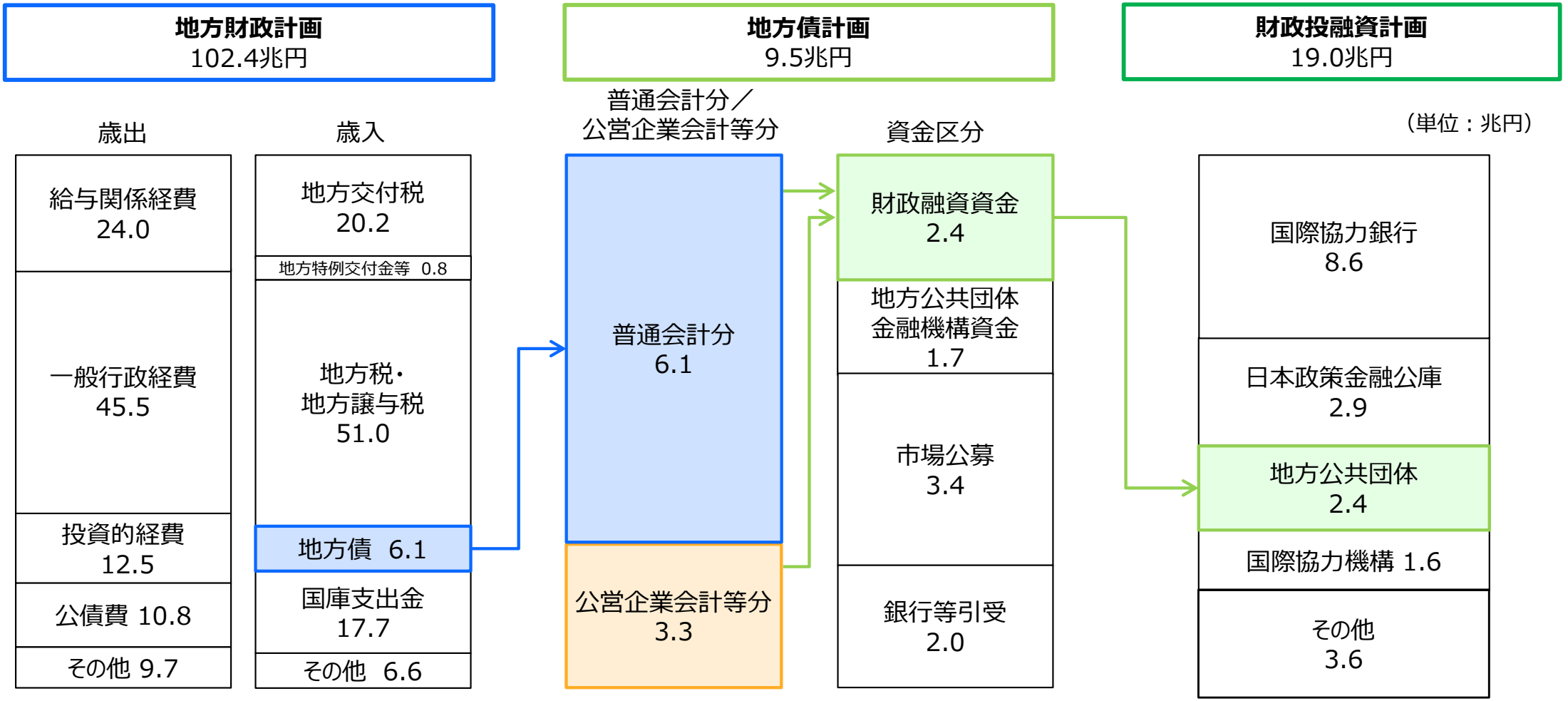
２．令和９年度要求の概要

３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

1-1　地方財政計画・地方債計画・財投計画の関係（令和８年度当初）



- 各省の事業や経済情勢を踏まえた地方財政全体の見通し。
- 歳入・歳出に収支不足が発生する場合、一般会計加算等の「**地方財政対策**」を講じる。

- 地方の資金需要や国庫補助事業の動向等を踏まえ、事業毎の計画額を策定。

- 近年の事業毎の配分率（地方公共団体の財政融資資金に対する需要動向）等を踏まえ、事業毎に財政融資資金の計画額を決定。

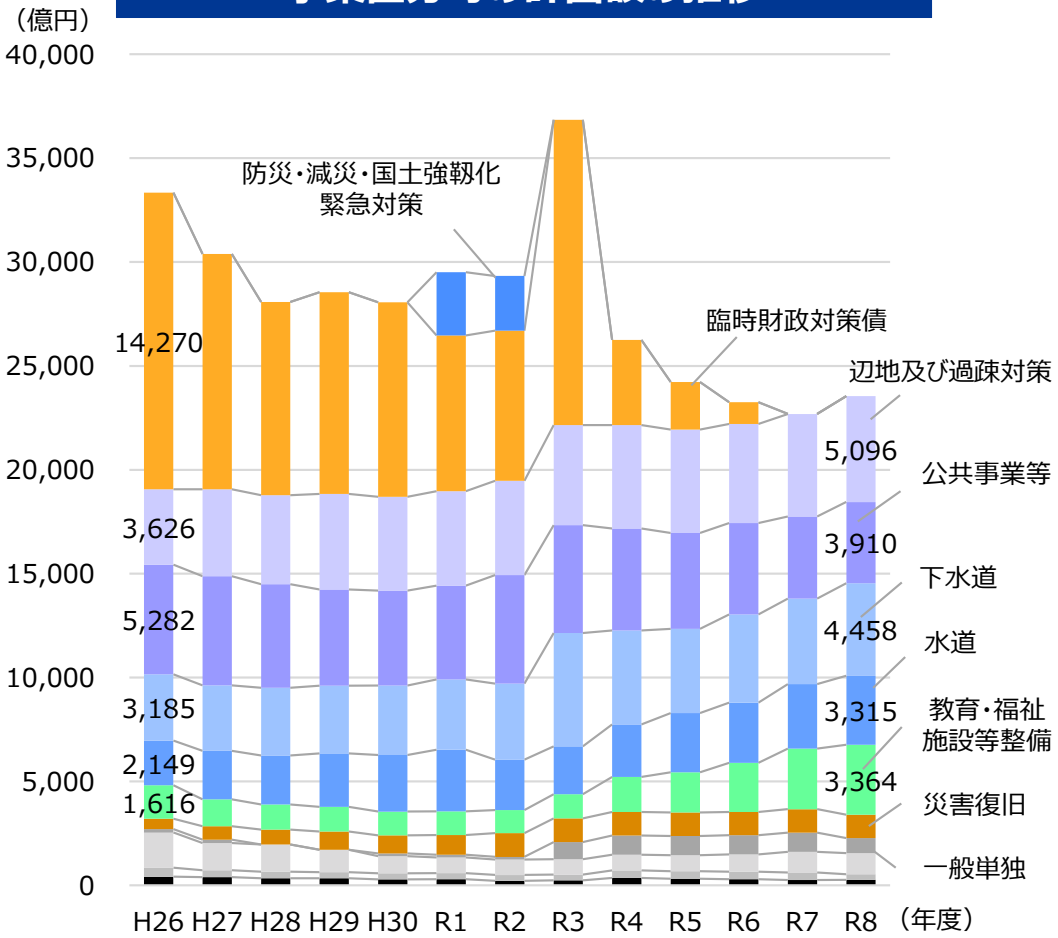
（注） 計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

1-2　地方向け財政融資資金の事業区分毎の計画額（当初）の推移

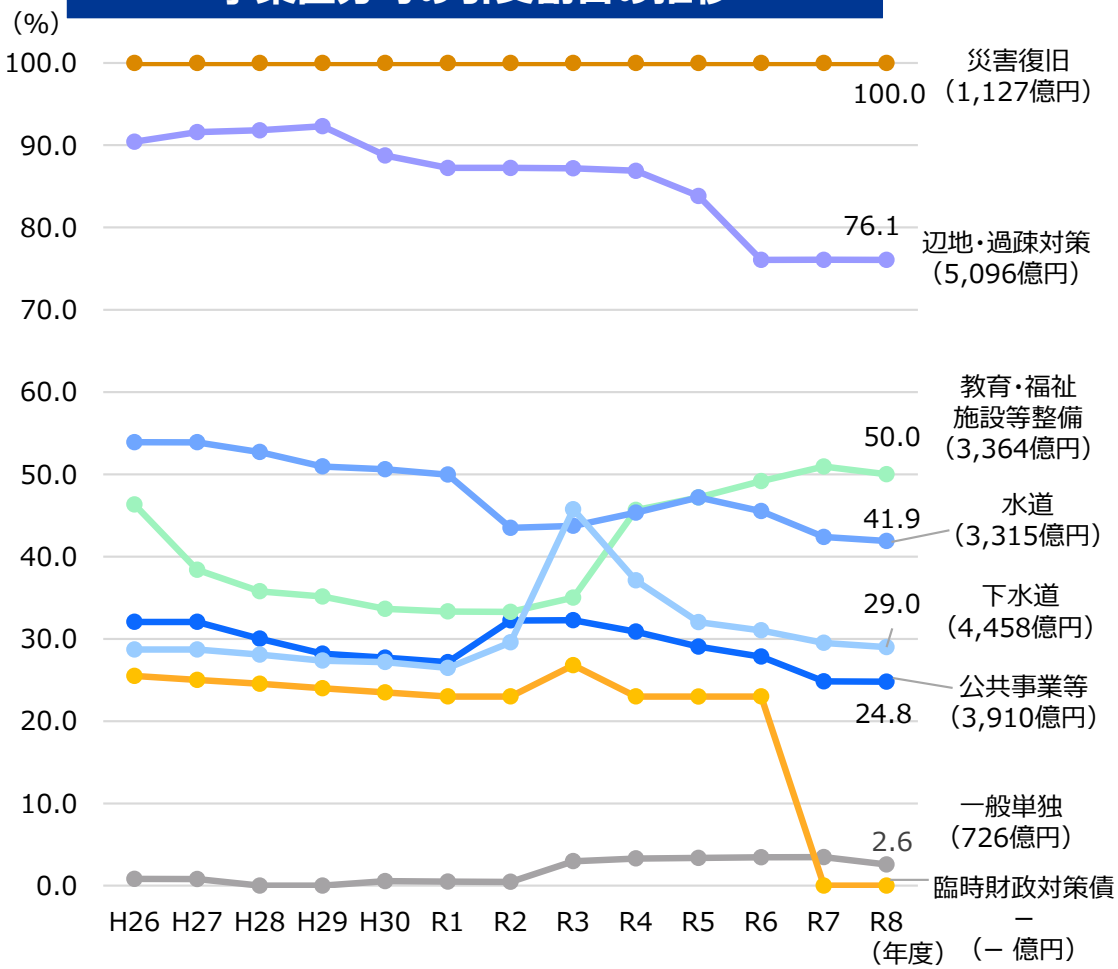
○　令和８年度地方向け財政融資資金は、国が責任を持って対応すべき分野である災害復旧事業や国の政策と密接な関係のある分野である教育・福祉施設等整備事業や下水道事業等を中心に配分している。

○　なお、臨時財政対策債は、令和7年度には新規発行が行われず、令和８年度においても予定されていない。

事業区分毎の計画額の推移



事業区分毎の引受割合の推移

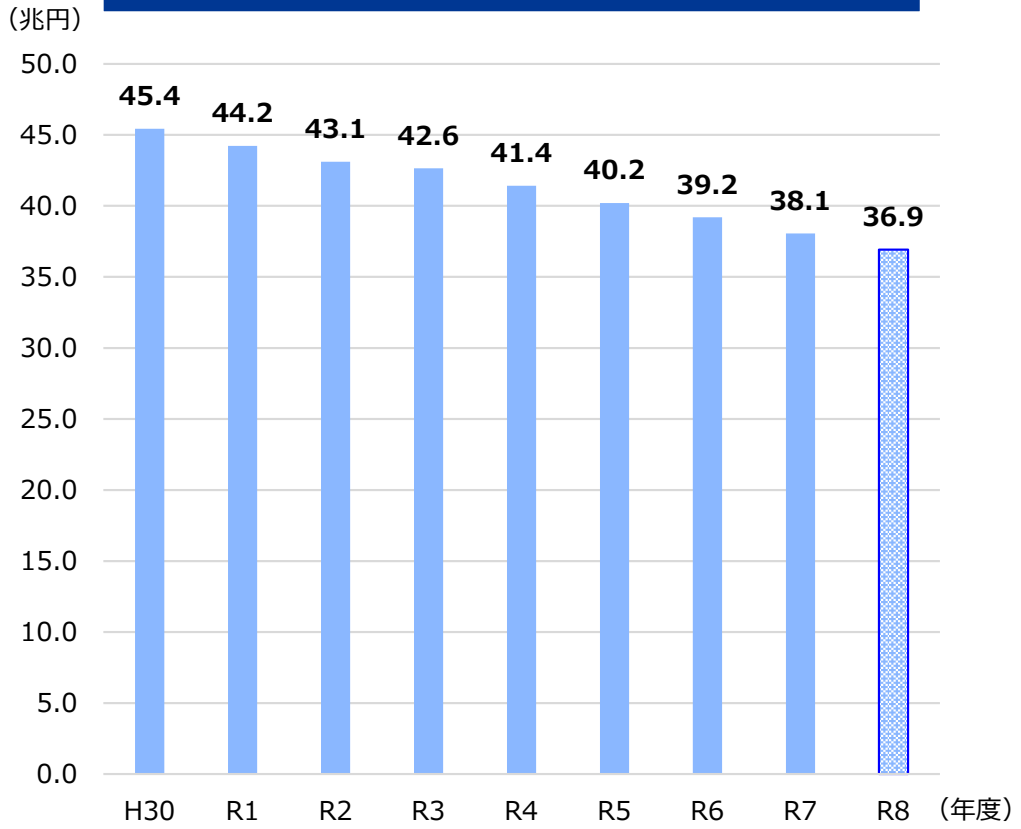


（注1）「東日本大震災分」を除く。
（注2）事業区分毎の引受割合の推移のうち、（）内の数字は、令和８年度当初計画額。
（出所）各年度「地方債計画(当初)」

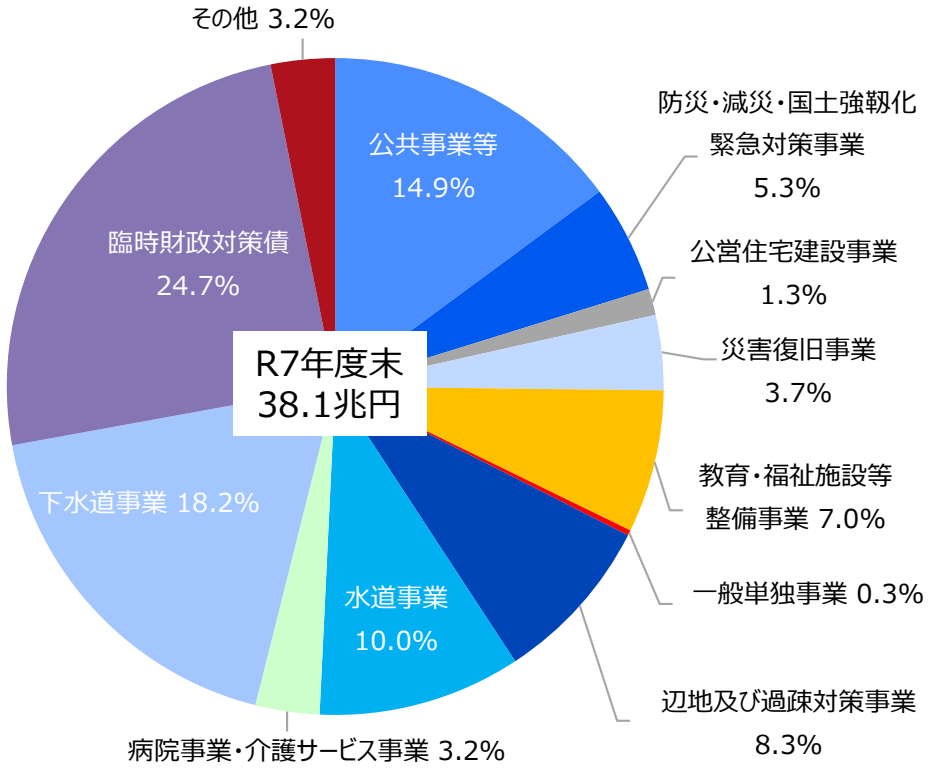
（参考①）　地方向け財政融資資金残高の推移

○　地方向け財政融資資金の年度末残高は、毎年度１兆円程度減少している。
○　令和７年度末時点における事業区分毎の残高は、臨時財政対策債の割合が最も多く、次いで、下水道事業や公共事業等、水道事業が多い。

地方向け財政融資資金残高の推移



事業区分毎の残高割合（令和７年度末）



(注1)　７年度以前は実績額。８年度は見込額。
(注2)　地方短期資金を含む。８年度は地方短期資金を除く。
(出所)　財政融資資金運用報告書等

（注3）地方短期資金を含む。

（参考②）　令和８年度地方債計画の概要

○　令和８年度地方債計画では、物価高が継続する中で、適切な価格転嫁が求められていることを踏まえ、道路・施設の改修等の投資的経費（単独）を確保するとともに、防災・減災、公共施設等の適正管理、脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX、高校教育改革、地域活性化などの重要政策を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保。また、東日本大震災関連事業については、所要額の全額を公的資金で確保。

	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
総額	9兆4,754億円	9兆918億円	+3,836億円	+4.2%
普通会計分	6兆1,458億円	5兆9,631億円	+1,827億円	+3.1%
公営企業会計等分	3兆3,296億円	3兆1,287億円	+2,009億円	+6.4%

○　地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進 【水道事業や下水道事業等あわせて財政融資9,059億円】

○　過疎対策事業の推進 【財政融資4,565億円】

○　緊急自然災害防止対策事業の推進 【財政融資500億円】

○　公共施設等の適正管理の推進【財政融資100億円】

○　農業構造転換集中対策事業債（農地の大区画化等や共同利用施設の再編集約・合理化）の創設【財政融資77億円】

○　地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.5%）を確保。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進。

○　財政融資資金の償還期限の延長

過疎対策事業のうち、保育所、児童館、認定こども園、高齢者保健福祉施設、障害者（児）福祉施設、市町村保健センター及びこども家庭センターの整備について、償還期限（現行は12年以内（据置期間３年以内））を以下のとおり延長。

① 利率見直し方式について、25年以内（うち据置期間３年以内）。

② 固定金利方式について、公共施設マネジメント特別分に限り、25年以内（うち据置期間３年以内）。

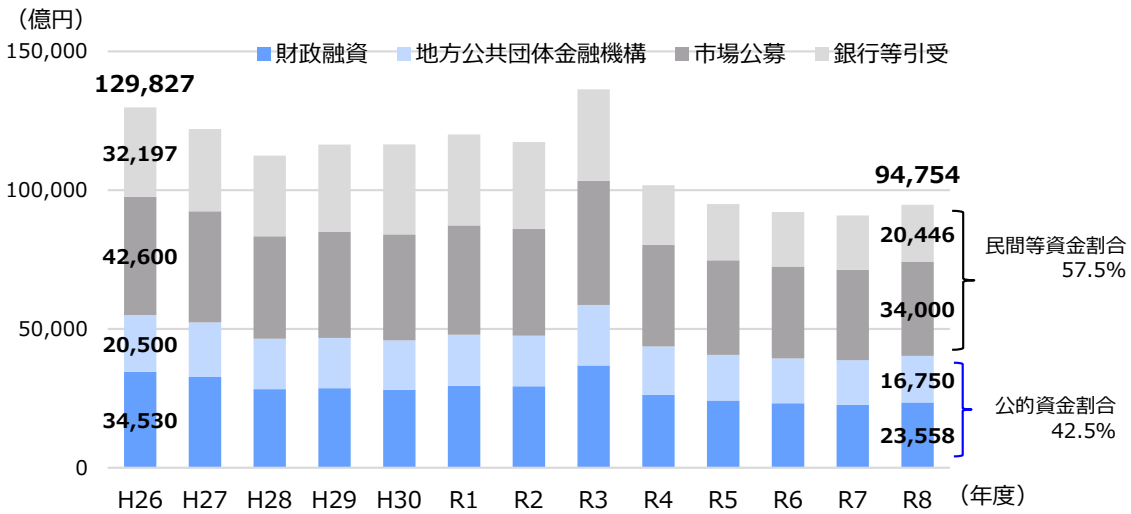
（参考③）　令和８年度地方債計画における資金区分

（億円）

項目	合計	公的資金			民間等資金
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	
一　一般会計債					
1 公共事業等	15,765	4,215	3,910	305	11,550
2 公営住宅建設事業	1,091	298	275	23	793
3 災害復旧事業	1,128	1,128	1,128	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	3,917	3,364	553	2,809
(1) 学校教育施設等	3,143	1,880	1,634	246	1,263
(2) 社会福祉施設	365	161	72	89	204
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,537	1,319	218	452
(4) 一般補助施設等	692	339	339	0	353
（うち農業構造転換集中対策分）	153	77	77	0	76
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	0	537
5 一般単独事業	28,127	6,923	726	6,197	21,204
(1) 一般	3,045	103	0	103	2,942
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605
(3) 防災対策	871	262	126	136	609
(4) 地方道路等	3,921	392	0	392	3,529
(5) 旧合併特例	1,400	186	0	186	1,214
(6) 緊急防災・減災	5,000	2,000	0	2,000	3,000
(7) 公共施設等適正管理	4,500	1,828	100	1,728	2,672
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	500	1,207	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	180	0	180	720
(11) こども・子育て支援	450	180	0	180	270
(12) デジタル活用推進	1,350	0	0	0	1,350
(13) 高等学校教育改革等推進	900	0	0	0	900
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,695	5,096	1,599	5
(1) 辺地対策	600	600	531	69	0
(2) 過疎対策	6,100	6,095	4,565	1,530	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	0	700
9 調整	100	0	0	0	100
計	60,682	23,176	14,499	8,677	37,506

（億円）

項目	合計	公的資金			民間等資金
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	
二　公営企業債					
1 水道事業	7,916	5,619	3,319	2,300	2,297
2 工業用水道事業	398	77	0	77	321
3 交通事業	1,652	307	81	226	1,345
4 電気事業・ガス事業	173	33	0	33	140
5 港湾整備事業	634	201	180	21	433
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	2,708	1,020	1,688	3,670
7 市場事業・と畜場事業	456	29	0	29	427
8 地域開発事業	991	0	0	0	991
9 下水道事業	15,374	8,154	4,459	3,695	7,220
10観光その他事業	100	4	0	4	96
計	34,072	17,132	9,059	8,073	16,940
合計	94,754	40,308	23,558	16,750	54,446
三　退職手当債	0	0	0	0	0
総計	94,754	40,308	23,558	16,750	54,446



※当初計画額（東日本大震災分を含む）。
（出所）「地方債計画（当初）」

１．地方債制度の現状

２．令和９年度要求の概要

３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

2-１　令和９年度要求の概要

令和９年度要求

(億円)

区　分			令和9年度 要　求　額	令和8年度 当初計画額	要求額の 各項目の割合	増　減
事業計画実施に必要な資金の合計額			97,138	94,738	－	2,400
(財源)	財政投融資（財政融資）		23,984	23,546	24.7%	438
	自己資金等		73,154	71,192	75.3%	1,962
		地方公共団体金融機構	17,156	16,746	17.7%	410
		市場公募	34,873	34,000	35.9%	873
		銀行等引受	21,125	20,446	21.8%	679

（注）額については、令和９年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
　また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。
　なお、令和８年度計画額及び令和９年度要求額は、令和8年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和９年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和8年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は94,754億円及び23,558億円である。

（参考①）　令和９年度地方債計画（案）

【通常収支分】　（億円、％）

項目	令和９年度計画額（案）(A)	令和８年度計画額(B)	差引(A)－(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	15,765	15,765	0	0.0
2　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3　公営住宅建設事業	1,083	1,083	0	0.0
4　災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
5　教育・福祉施設等整備事業	6,726	6,726	0	0.0
(1)　学校教育施設等	3,143	3,143	0	0.0
(2)　社会福祉施設	365	365	0	0.0
(3)　一般廃棄物処理	1,989	1,989	0	0.0
(4)　一般補助施設等	692	692	0	0.0
(5)　施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
6　一般単独事業	29,325	28,125	1,200	4.3
(1)　一般	3,543	3,043	500	16.4
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	4,621	3,921	700	17.9
(5)　旧合併特例	1,400	1,400	0	0.0
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8)　緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9)　緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10)　脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11)　こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12)　デジタル活用推進	1,350	1,350	0	0.0
(13)　高等学校教育改革等推進	900	900	0	0.0
7　辺地及び過疎対策事業	6,700	6,700	0	0.0
(1)　辺地対策	600	600	0	0.0
(2)　過疎対策	6,100	6,100	0	0.0
8　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9　行政改革推進	700	700	0	0.0
10　調整	100	100	0	0.0
計	61,871	60,671	1,200	2.0

【通常収支分】　（億円、％）

項目		令和９年度計画額（案）(A)	令和８年度計画額(B)	差引(A)－(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
二　公営企業債					
1　水道事業		8,612	7,912	700	8.8
2　工業用水道事業		398	398	0	0.0
3　交通事業		1,652	1,652	0	0.0
4　電気事業・ガス事業		173	173	0	0.0
5　港湾整備事業		634	634	0	0.0
6　病院事業・介護サービス事業		6,378	6,378	0	0.0
7　市場事業・と畜場事業		456	456	0	0.0
8　地域開発事業		991	991	0	0.0
9　下水道事業		15,873	15,373	500	3.3
10　観光その他事業		100	100	0	0.0
計		35,267	34,067	1,200	3.5
三　国の予算等貸付金債		(　139)	(　139)	(　0)	(　0.0)
総計		(　139) 97,138	(　139) 94,738	(　0) 2,400	(　0.0) 2.5
内訳	普通会計分	62,648	61,448	1,200	2.0
	公営企業会計等分	34,490	33,290	1,200	3.6

（注）１　本計画（案）については、令和９年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
２　地方財源の不足に対処するための財源対策債については、「令和９年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。
３　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及び退職手当債の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
４　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

（参考②）　令和９年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】　（兆円）

区分		R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入	地方税等	51.0	51.7	0.7	1.3	「中長期の経済財政に関する試算（令和８年７月30日内閣府）等を踏まえて試算
	地方税	47.8	48.5	0.6	1.3	
	地方譲与税	3.2	3.2	0.0	0.5	
	地方特例交付金等	0.8	0.9	0.0	6.1	
	地方交付税	20.2	21.1	0.9	4.3	
	国庫支出金	17.7	18.0	0.3	1.5	社会保障関係費等の増
	地方債	6.1	6.3	0.1	2.0	投資的経費（単独）の増に伴う増
	うち臨時財政対策債	－	－	－	－	
	その他	6.6	6.6	△0.0	△0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般財源	72.0	73.6	1.6	2.2	注)２参照
	うち（交付団体ベース）一般財源	67.5	69.1	1.6	2.3	

【通常収支分】　（兆円）

区分		R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出	給与関係経費	24.0	24.8	0.8	3.3	R8人事院勧告（令和８年８月7日）等を反映
	退職手当以外	22.8	23.6	0.8	3.5	
	退職手当	1.2	1.2	0.0	0.0	
	一般行政経費	45.5	47.1	1.6	3.5	社会保障関係費等の増
	補助	28.0	29.2	1.2	4.2	
	単独	14.4	14.8	0.4	2.5	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.6	0.1	3.9	
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	R８年度同額
	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0	
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	投資的経費	12.5	12.8	0.3	2.4	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	R８年度同額
	単独	6.8	7.1	0.3	4.4	
	維持補修費	1.6	1.7	0.1	4.6	
	公営企業操出金	2.4	2.4	0.1	2.3	
	公債費	10.8	11.1	0.4	3.5	
	地域未来基金費	0.4	－	△0.4	△100.0	
	臨時財政対策債償還基金費	0.8	－	△0.8	△100.0	
	水準超経費	4.5	4.5	0.0	0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般歳出	85.1	87.5	2.4	2.9	

※　委託料、投資的経費等の物価高対応については、R8年度の増加額と同額の0.6兆円を増額計上

注)1　地方交付税の要求の考え方等については、「令和9年度 地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。

2　「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3　**仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの計数**であり、**『「強く豊かな日本」投資枠』の創設**や**補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応**しつつ、**経済・物価動向等を的確に反映する**。あわせて、公共施設等適正管理推進事業費の取扱いや地域未来戦略の推進も含め、「令和9年度の地方財政の課題」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4　仮試算の歳入のうち自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分については、令和8年度与党税制改正大綱等を踏まえ、令和8年度と同様に地方特例交付金により補填する措置を仮置きしている。

5　表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

１．地方債制度の現状

２．令和９年度要求の概要

３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

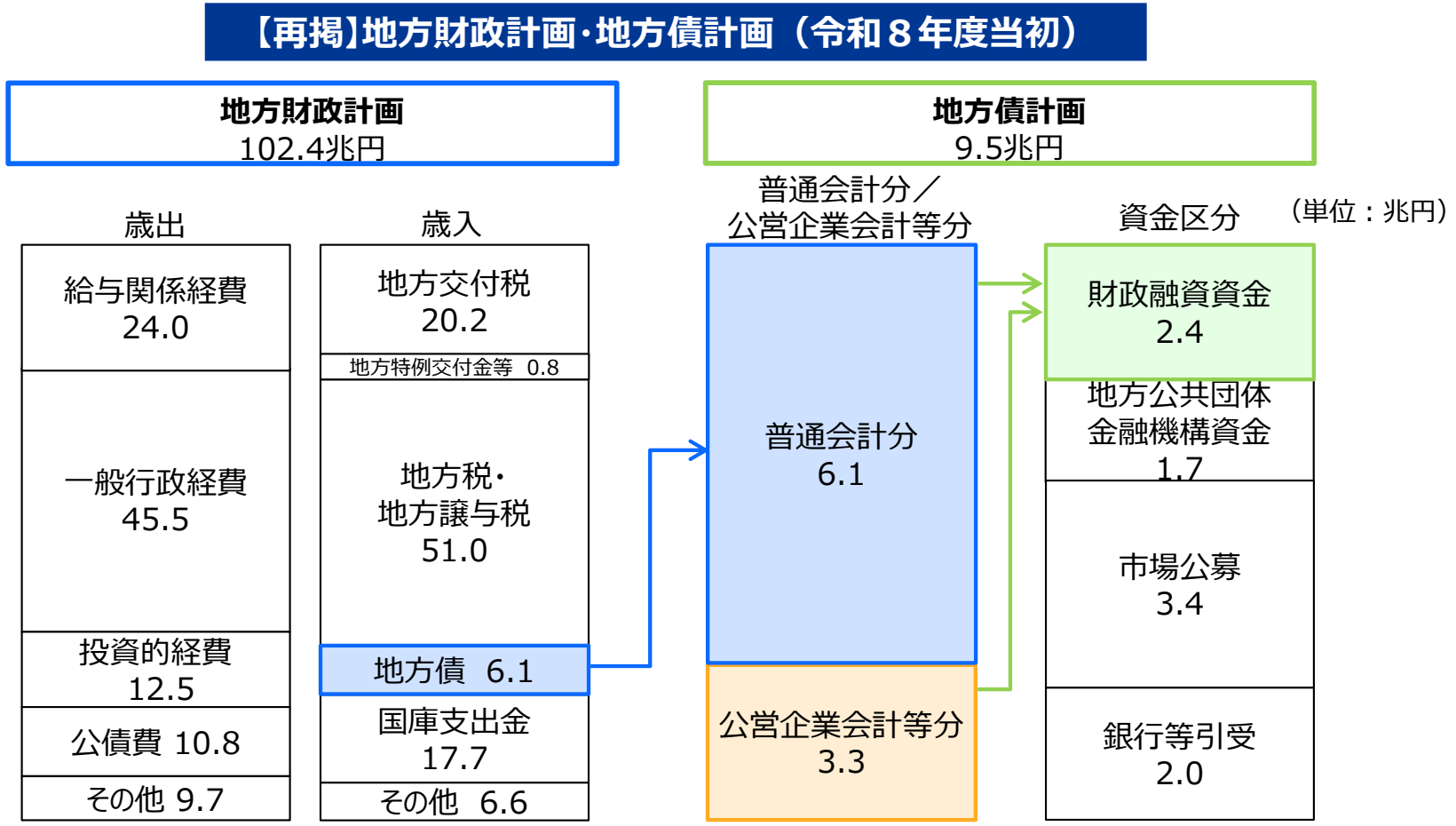
４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

3-1　令和９年度地方債計画の見通し

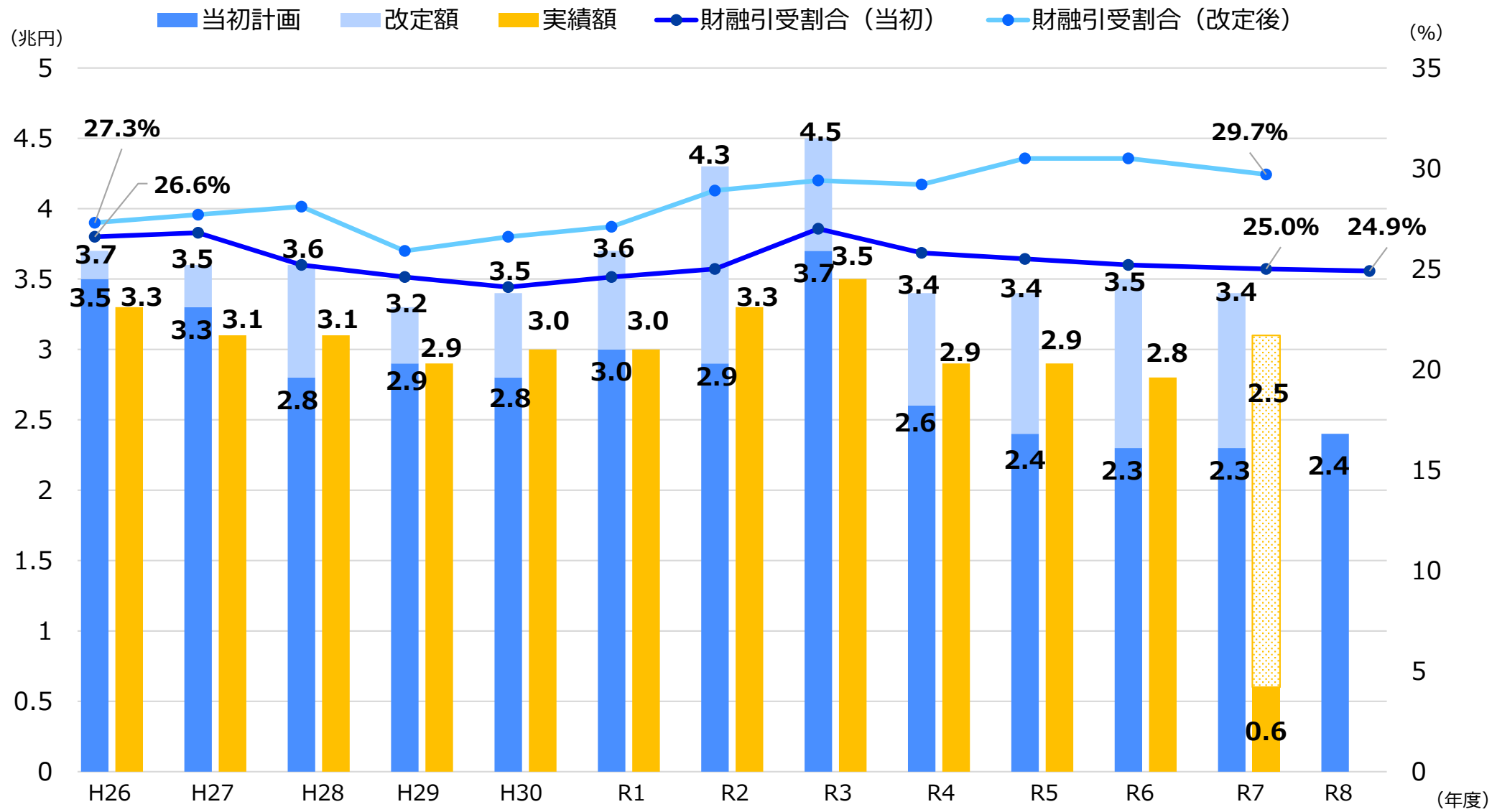
○　補正予算依存からの脱却に伴う恒常的な施策の当初予算化の影響については、これまでの補正予算編成後の地方債計画の改定の実績を踏まえると、地方債計画についても例年に比べて増える可能性がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」　（令和８年７月21日閣議決定）
　補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。**補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置**することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。**その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずる。**



（注）　計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

（参考）地方向け財政融資資金の計画額等の推移



（注）1 「東日本大震災分」を含む。
2 計数は四捨五入して計上。
3 令和７年度は令和８年３月末時点の実績額（0.6兆円）及び翌年度への繰越額（2.5兆円）。

3-2　論点①：令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

論点

○　地方向け財政融資資金については、引き続き、地方公共団体の課題やニーズを踏まえ、災害復旧など国が責任を持って対応すべき分野に積極的に対応するとともに、国の政策と密接な関係のある分野にも対応していくべきではないか。

○　令和９年度においては、補正予算依存からの脱却などによる地方財政への影響を見極めつつ、引き続き民間等資金の補完としての役割を果たしていくべきではないか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」
（平成26年６月 財政投融資分科会）

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

① **国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく**。

② 更に、**国の政策と密接な関係のある分野**（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）**に対して、引き続き対応していく**。

③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、**地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討**する。

その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。

１．地方債制度の現状

２．令和９年度要求の概要

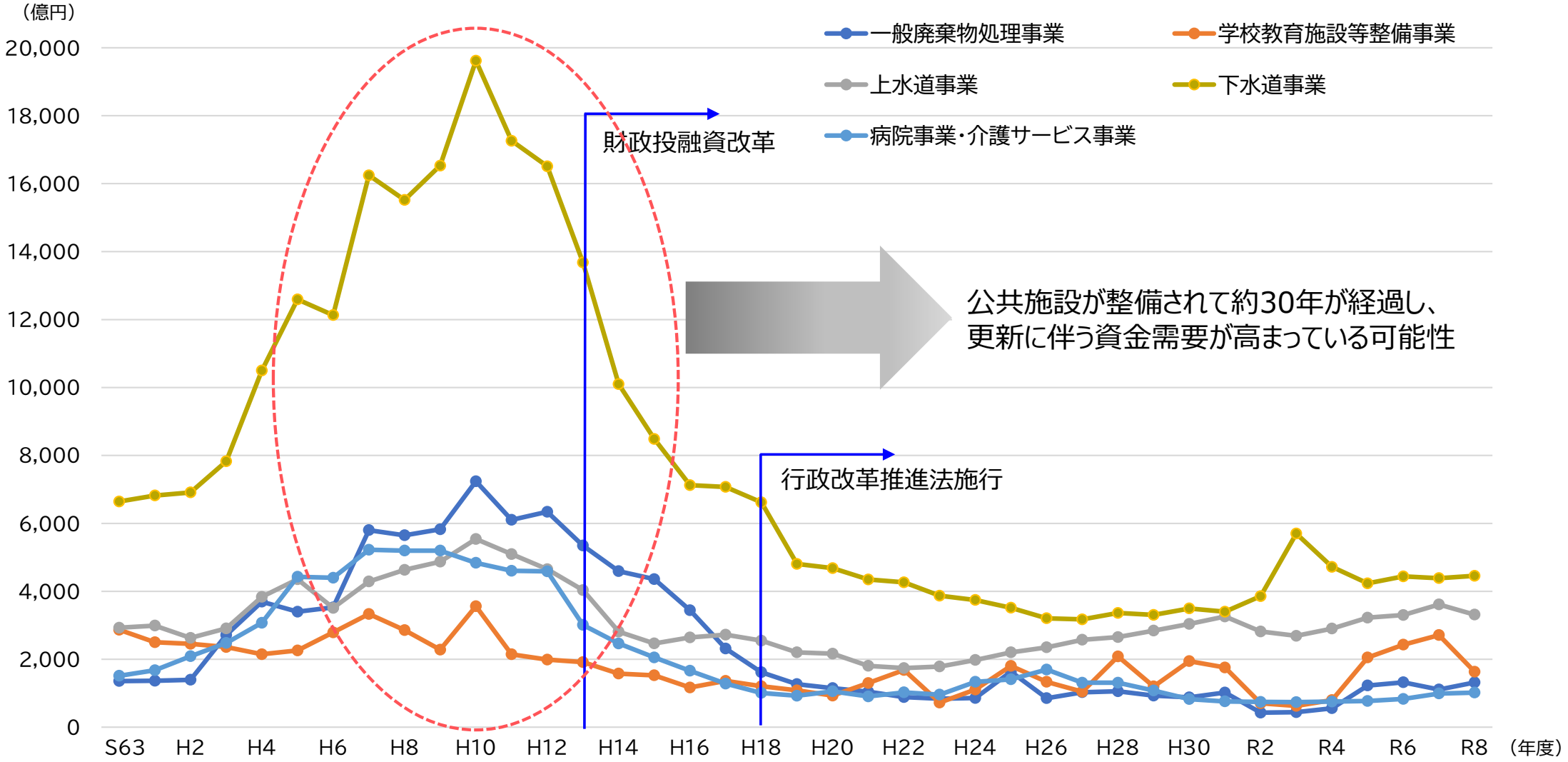
３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

4－1　主な公共施設に係る事業毎の計画額の推移

○　地方向け財政融資資金の主な公共施設に係る事業毎の計画の合計額は、平成10年に4.1兆円をピークに減少傾向にあり、平成後期に低水準で推移した後、近年は1.2兆円程度で横ばい。



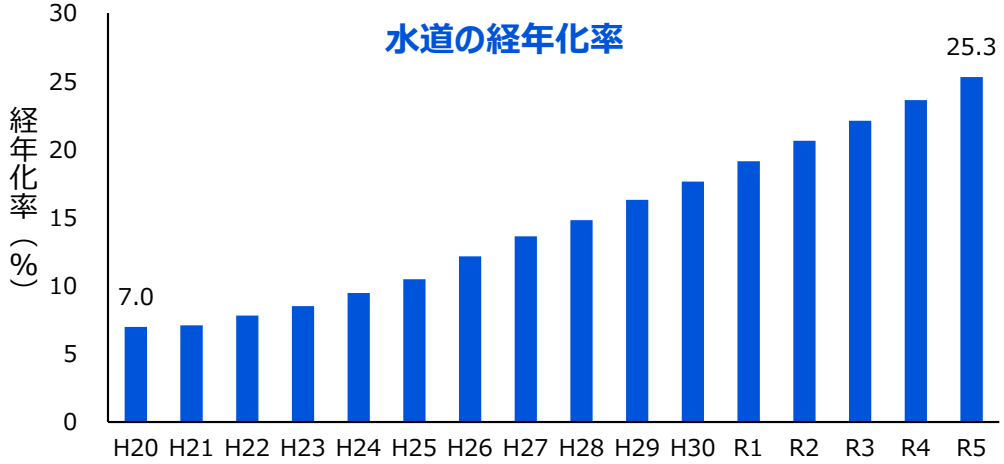
（注）令和７年度以前は、改定後計画額。令和８年度は当初計画額。
（出所）「地方債統計年報」等をもとに、財務省作成

4-2　公共施設の老朽化の現状

○　高度経済成長期から平成初期に整備された公共施設等の老朽化が進行しており、更新需要の増加に対応するための安定的な長期資金の確保が課題となっている。

水道・下水道管路の老朽化の現状

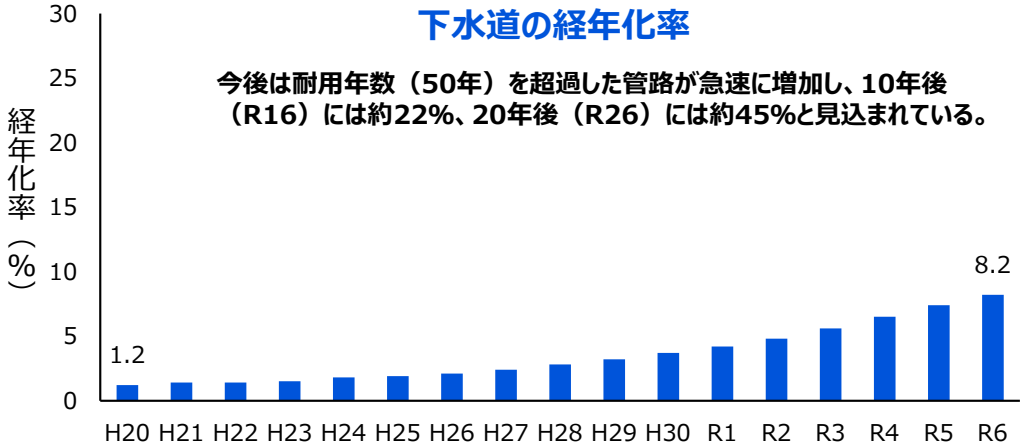
水道の経年化率



（注１）管路経年化率（%）＝法定耐用年数（40年）を超えた管路延長÷管路総延長×100
（出所）国交省作成資料を財務省において一部変更

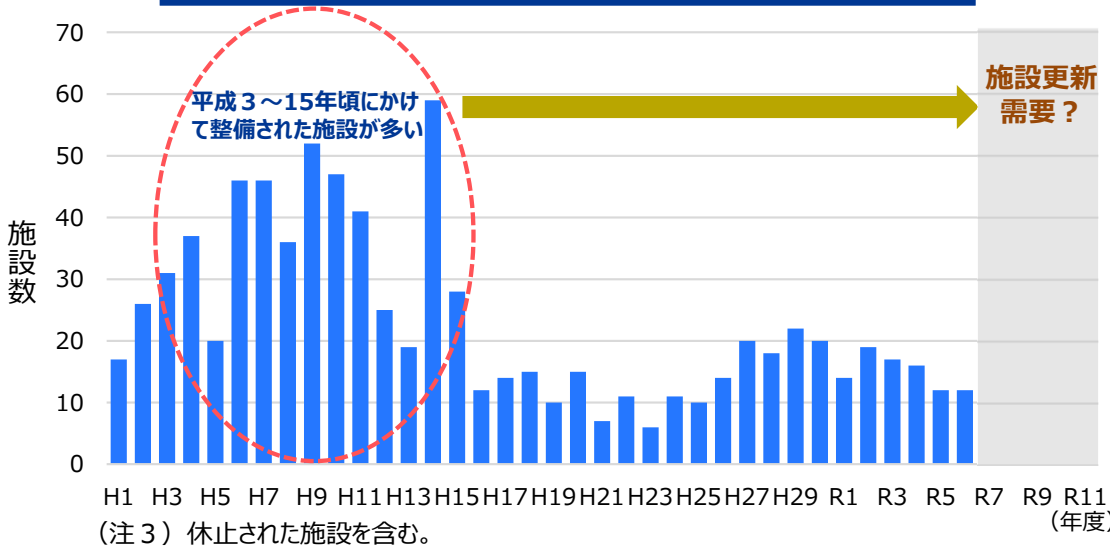
下水道の経年化率

今後は耐用年数（50年）を超過した管路が急速に増加し、10年後（R16）には約22%、20年後（R26）には約45%と見込まれている。



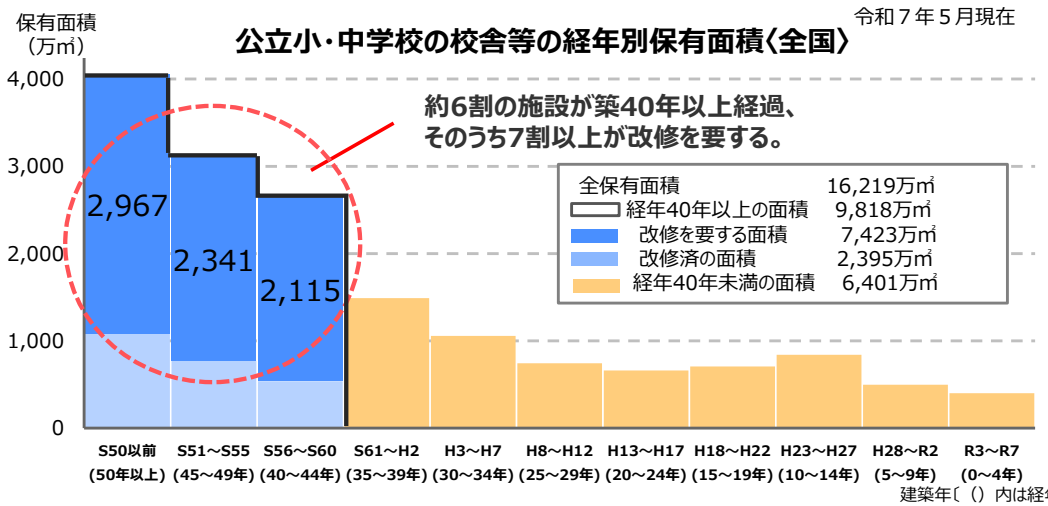
（注２）管路経年化率（%）＝標準耐用年数（50年）を超えた管路延長÷管路総延長×100
（出所）国交省作成資料を財務省において一部変更

一般廃棄物（焼却）施設の使用開始年度推移



（注３）休止された施設を含む。
（出所）環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」（令和７年度）をもとに環境省作成。

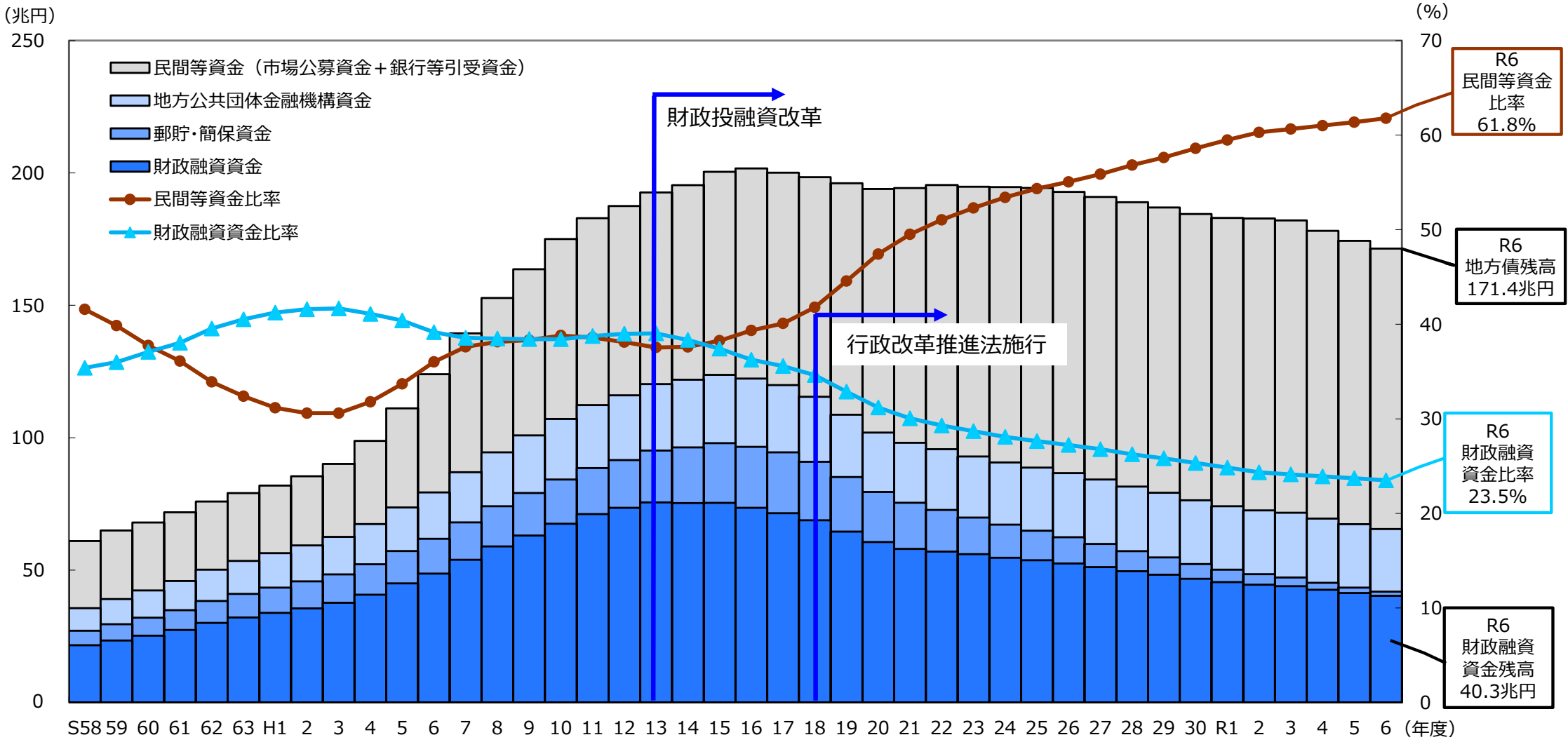
公立小・中学校の老朽化の現状



（注４）面積は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある。
（出所）「令和７年度文部科学白書」より財務省において一部変更

4-3　地方債残高と地方向け財政融資資金残高の推移

○　地方債残高に対する財政融資資金の割合は減少傾向にある一方、民間等資金の割合は上昇傾向にある。



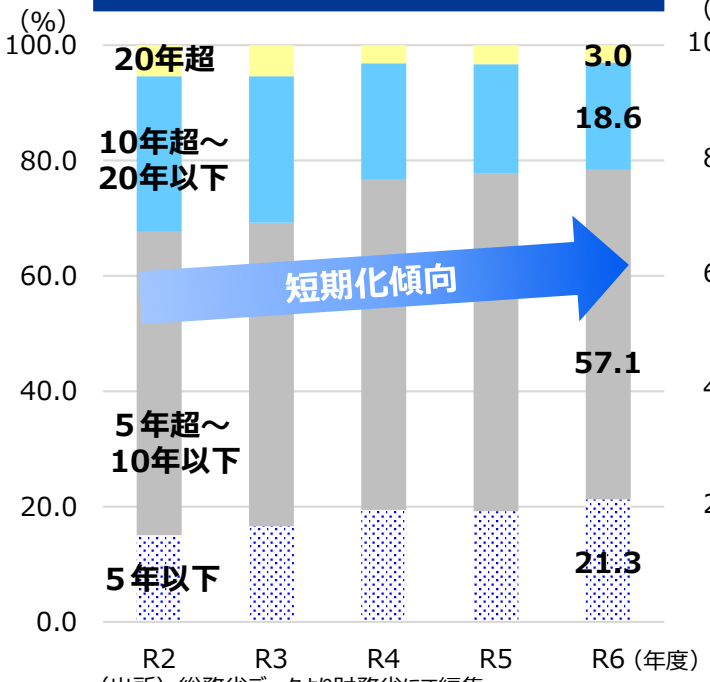
（注１）地方公共団体金融機構資金については、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。
（注２）残高・比率は普通会計及び企業会計に係るものである。
（出所）各年度「地方債統計年報」、「地方財政統計年報」

4-4　地方公共団体の資金調達の現状

○　民間等資金（※）による地方債の引受については、その割合が上昇傾向にある一方で、近年の市場金利の上昇や短期年限の志向の高まりを受けて、20年債等の長期年限債の発行が減少するなど、変化が見られる。
○　地方公共団体（指定都市）からも、地方公共団体金融機構に一層の資金融通を求める声がある。

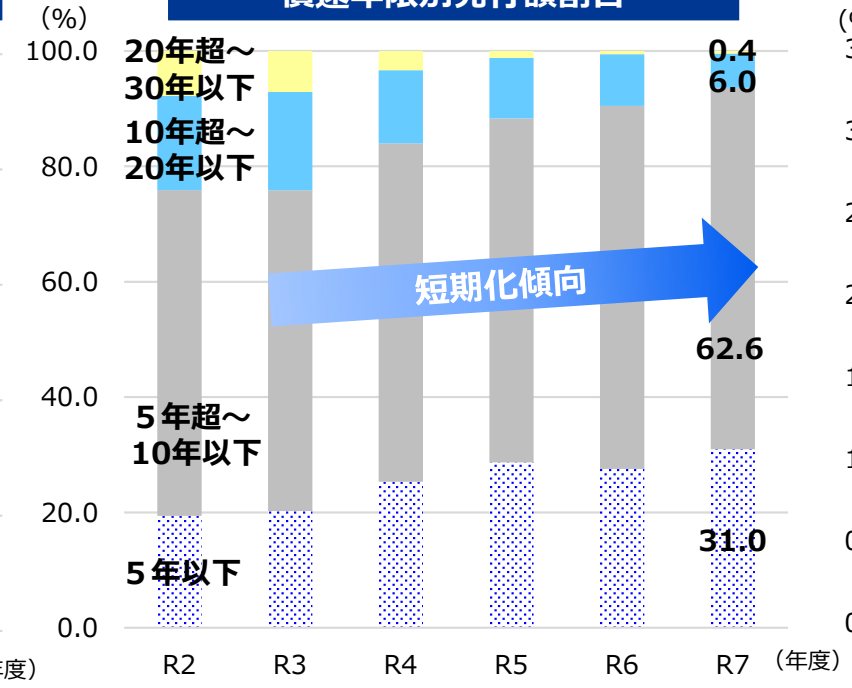
（※）民間等資金とは、銀行等引受債及び市場公募地方債をいう。銀行等引受債は、都道府県や市町村等が指定金融機関やそれ以外の銀行等から相対で借り入れるもの。
全国型市場公募地方債は、一部の都道府県や政令指定都市が広く投資家に購入を募る方法により発行されるもの。

銀行等引受債の償還年限別発行額割合

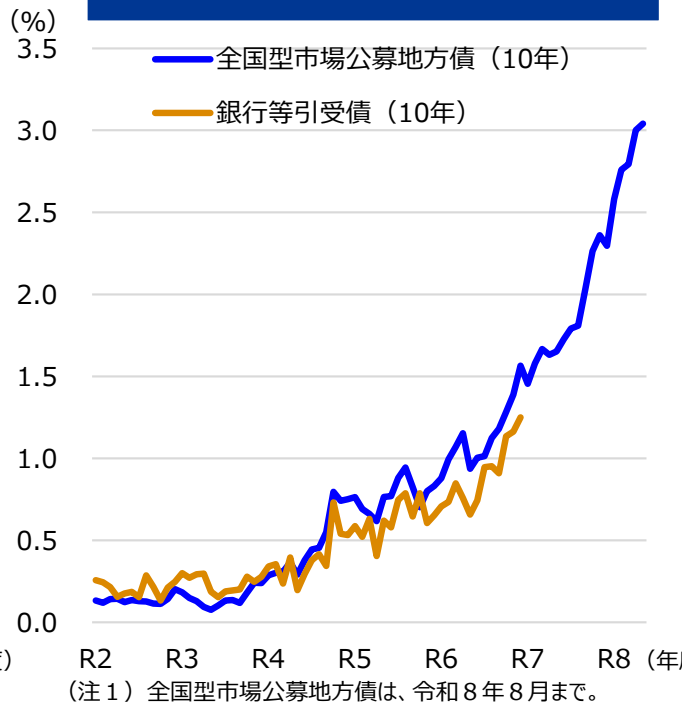


（出所）総務省データより財務省にて編集

全国型市場公募地方債の償還年限別発行額割合



地方債の金利推移

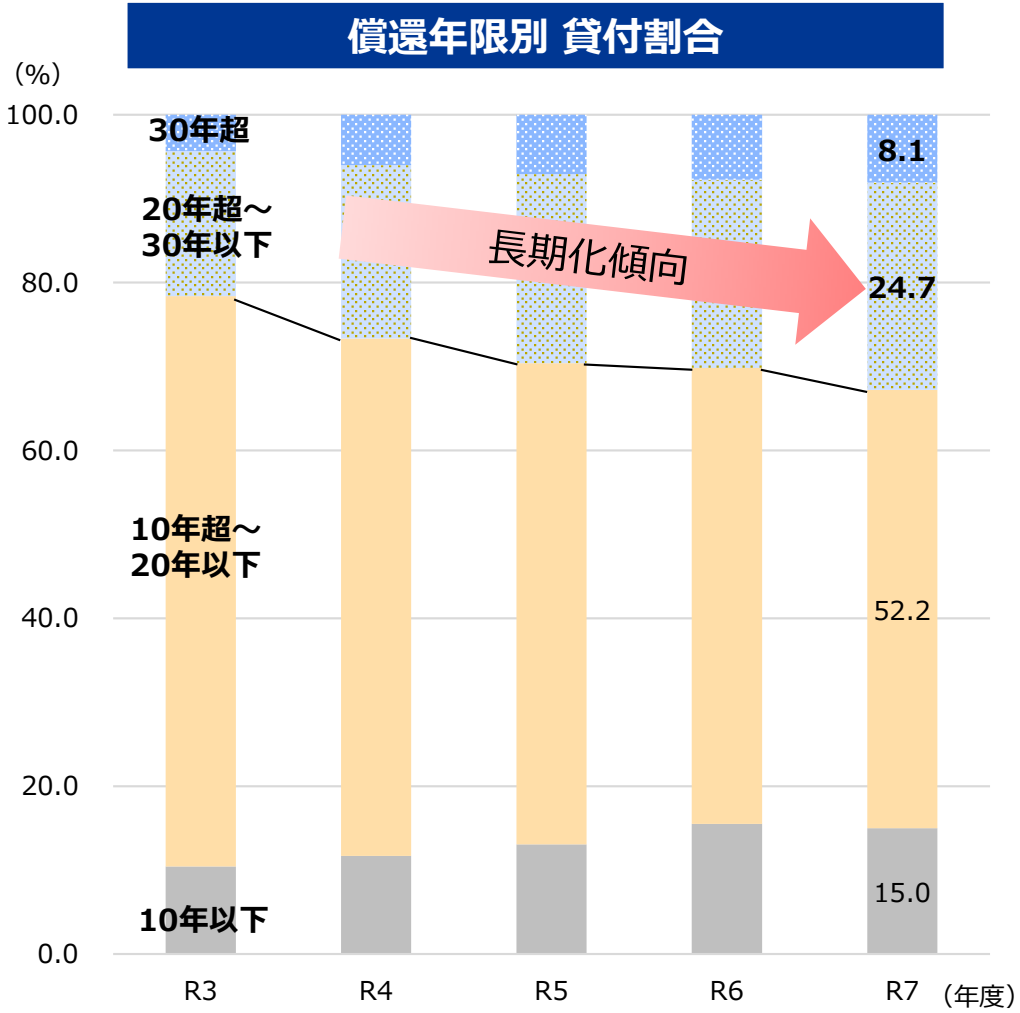


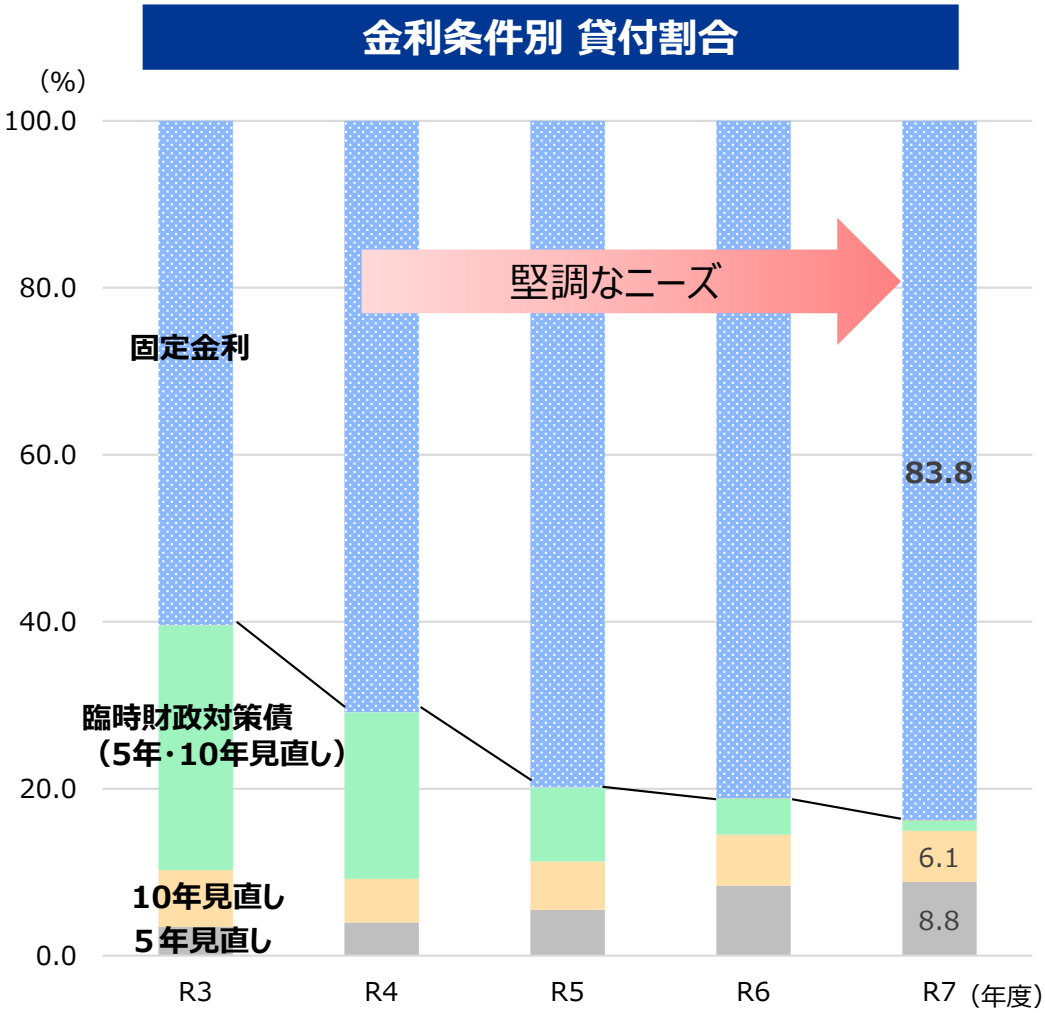
（注１）全国型市場公募地方債は、令和８年８月まで。
（注２）銀行等引受債は、入手可能なデータが令和７年３月まで。
（出所）地方債協会

「令和８年　地方分権改革に関する提案募集　提案事項」（令和８年７月１日）
【提案事項】指定都市への地方公共団体金融機構資金の配分
【提案団体】千葉市、さいたま市、川崎市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、北九州市　【追加共同提案団体】仙台市、大阪市、堺市、福岡市
【求める措置の具体的内容】
地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、**指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ**、その取扱いを見直し、**指定都市にも配分の拡大を図ること**。

4-5　地方向け財政融資資金の貸付実績

○　地方向け財政融資資金については、近年、長期資金のニーズが高まっている。
○　また、予算編成時の将来利子負担の見通しを立てやすくする観点や金利上昇のリスクヘッジの観点等から、地方公共団体の固定金利へのニーズは高く、令和７年度の実績は83.8%となっている。





4-6　地方債における各資金の役割分担

○　公的資金は、財政投融資改革や政策金融改革等を踏まえ、民間等資金を補完するものと位置付けられており、地方向け財政融資資金については、資金調達能力の差を踏まえた資金供給や、資金使途に着目した重点化を行ってきた。

		貸し手	貸付対象	令和８年度 地方債計画額※
公的資金	公助	国（財政融資資金）	・国が責任を持って対応すべき分野 ・国の政策と密接な関係にある分野　等	2.4兆円
公的資金	共助	地方公共団体金融機構	地方単独事業のうち、 ・地方公共団体のニーズが高い事業 ・住民生活に密着した公営企業　　等	1.7兆円
民間等資金	自助	銀行等		2.0兆円
民間等資金	自助	資本市場（市場公募債）		3.4兆円
				合計　9.5兆円

資金調達の自主性・自律性

（出典）平成29年11月財投分科会「地方公共団体・地方公共団体金融機構」説明資料を一部変更。

※計数は四捨五入して計上。
※「東日本大震災分」を含む。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」　（平成26年6月　財政投融資分科会）

i.　資金調達能力の差を踏まえた資金供給

経済・金融危機による市場の機能不全や夕張市の財政危機などの教訓を活かしつつ、以下の観点から、**資金調達能力の差を踏まえた資金供給を図る**。

① **資金調達能力の低い地方公共団体については、民間等資金を補完し、資金の安定的確保を図る**。

② **経済・金融危機等により、市場における資金調達が困難になった場合は、民間等資金への補完機能を超えて資金供給**を行うが、市場環境が好転次第、早期に市場公募資金を含む民間等資金を中心とした資金調達に転換する。

③ 財政状況が極度に悪化した「財政再生団体」については、公的資金によるセーフティネット機能の発揮が求められるが、適切なモニタリング等を通じて、財政再生計画の着実な執行を促す。

4-7　地方向け財政融資資金の運用状況

○　貸付対象事業の完成（見込みを含む）を貸付要件としており、相当程度の財政融資資金を繰り越したうえで、出納整理期間（５月）や年度末に貸付を実施している。
○　地方公共団体に対する財政融資資金の執行率（資金年度ベース）は、近年80%程度となっている。

地方公共団体に対する貸付スケジュール

8～3月	～8月	9月～	～2月	～3月	
財投編成 → 予算成立	起債協議（１次）	貸付手続	起債協議（２次）	起債協議（最終）	事業進捗に応じて繰越
				運用残額	

※補正予算が成立した場合は、弾力追加により柔軟に対応。

地方公共団体に対する運用状況

【資金年度ベース】　（億円、%）

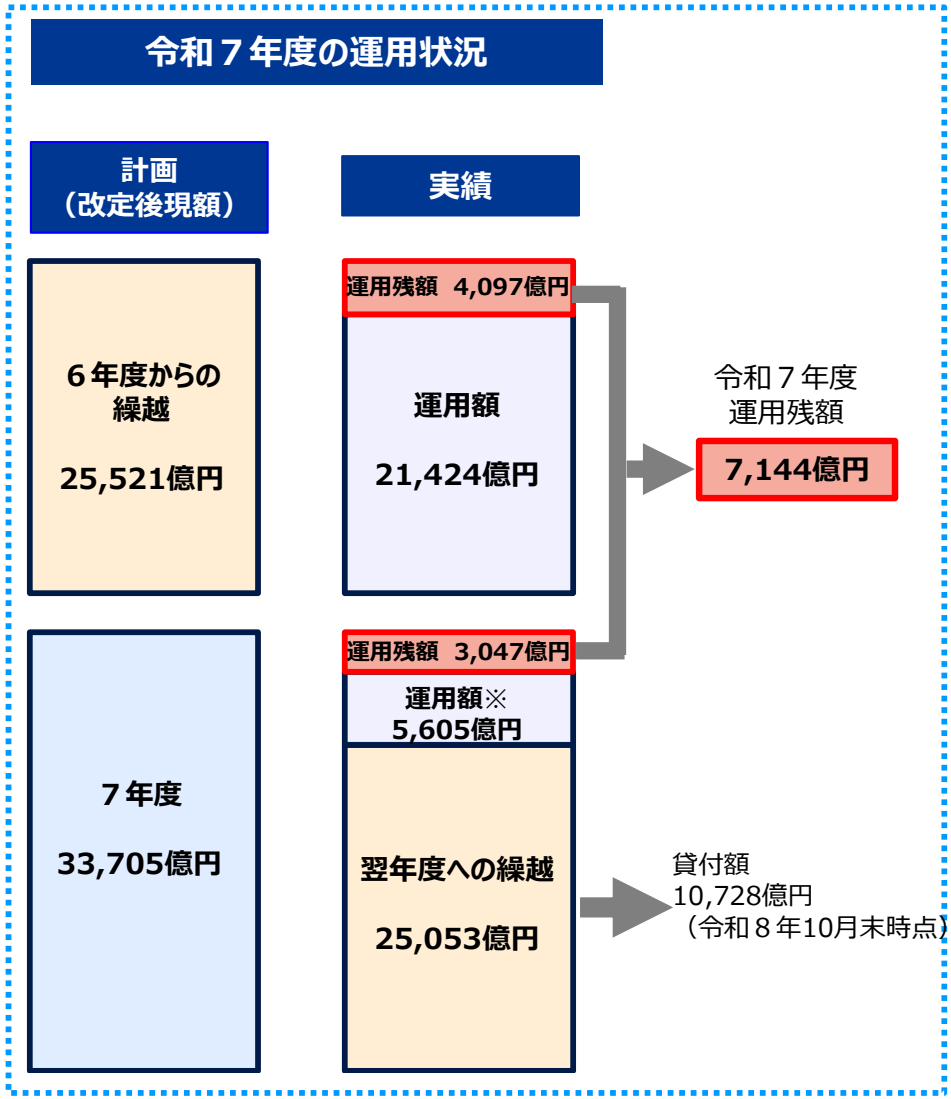
年度	改定後計画額	運用額	執行率
平成28年度	36,443	31,317	85.9
平成29年度	32,407	28,715	88.6
平成30年度	34,560	30,415	88.0
令和元年度	36,185	30,467	84.2
令和２年度	43,350	33,399	77.0
令和３年度	44,587	35,478	79.6
令和４年度	33,909	28,856	85.1
令和５年度	34,489	28,942	83.9
令和６年度	34,887	27,671	79.3
令和７年度	33,705	5,605※	

【現額ベース】　（億円）

計画額 改定後現額	年度内運用額	運用残額
57,946	30,459	3,675
56,219	31,664	5,255
53,860	28,444	3,420
58,181	29,862	4,715
66,954	30,296	8,350
72,895	37,249	11,227
58,328	29,108	5,009
58,701	28,251	5,039
60,299	28,589	6,188
59,226	27,029	7,144

※令和８年３月末時点であり、翌年度への繰越額が今後執行され、計上される。

令和７年度の運用状況



（出典）令和８年７月財投分科会「令和７年度財政融資資金運用報告のポイント」一部変更

4-8　論点②：公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

論点

公共施設の老朽化対策における公的資金の役割をどのように考えるか。

○　市場における資金調達環境に変化が見られる中、公共施設の老朽化等に伴う更新需要の高まりにより、長期資金のニーズの増加が見込まれることから、公的資金の果たす役割がより重要となる。

○　今般の公共施設の老朽化等に伴う資金需要の動向に照らし、財政融資資金の効率的な執行を一層推進するとともに、民間等資金、財政融資資金及び機構資金の適切な役割分担の下、必要額を措置すべきではないか。なお、財政融資資金は資金調達能力の低い地方公共団体に対して柔軟な対応を行うべきであると同時に、広域化等の経営基盤強化に取り組む地方公共団体など、地域のインフラ老朽化対策・耐震化の加速化に資する事業に積極的な支援を行うべきではないか。

１．地方債制度の現状

２．令和９年度要求の概要

３．編成上の論点①
令和９年度地方向け財政融資資金の見通しへの対応

４．編成上の論点②
公共施設の老朽化対策に資する事業への考え方

５．過疎対策事業債の取組状況

５－１　財政投融資分科会における過疎対策事業債（過疎債）に係る議論

○　令和６事務年度において、過疎地域の持続的発展を支援するためには、当該資金が同意等基準に沿った融資になじむ事業に有効活用されていることが重要である点などについてご議論いただいた。
○　その中で、財務局のコンサルティング機能を活用し、過疎団体における課題及びニーズに関する情報を把握するため、市町村への公的資金配分等を所掌する都道府県市町村課と連携強化の取組への協力依頼・ヒアリング等を実施することとした。

財投分科会での主なご意見

- **過疎債（ソフト分）については好事例を収集・共有**し、財務局等によるコンサルティング機能を積極的に行うことを期待。
- **過疎関係団体の増加を踏まえ、事業展開の工夫が今まで以上に求められることから、理財局・財務局においてしっかりとモニタリングすべき**。条件が有利であるがゆえに事業採択が甘くならないよう管理が必要。また、**非過疎団体と過疎団体との公平性にも配慮**すべき。
- 過疎債の残高が累積している点を懸念している。**過疎債の起債に依存する形で事業を行うことがないよう、当該市町村にて必要性を精査しつつ、財務局のコンサルティング機能も活用しながら、過疎対策事業を企画していただきたい。**
- **敬老祝い金のための起債は、地域のためになっているのか疑問**に感じる。財源についても、自地域及び後年度の交付税措置を通じて他地域の納税者に負担させるようなことになっていないか、同意等基準に照らしてより精査をする必要がある。
- **一時的に消費してしまうような経費は、事実上運転資金**に回しているだけで、将来に対し何も残らないため、本来的に融資の性質にはなじまない。

5-2　過疎債等に関する取組状況の概要

○　当分科会における指摘を踏まえ、過疎対策事業等に対する財政融資資金の更なる有効活用を図るため、令和７年６月から各財務局において都道府県市町村課へのヒアリングを実施。
○　令和７年４月から、毎年度、総務省において地方公共団体に対し、過疎債（ソフト分）を活用している現金の給付事業等の効果が、一過性かどうかを改めて確認するよう周知。

過疎債等に関するヒアリング結果の概要

- 財政力の弱い地方公共団体にとって過疎債は貴重な財源との声あり。
- 特に過疎債（ソフト分）に関し、近隣団体で多く実施されているソフト事業については、人口流出等を防ぐ観点から同様のレベルの対応をせざるを得ず（例：子ども医療費助成事業）、その結果、**地域の持続的発展に資する独自事業を進められない**事例が多く存在。**地方公共団体における人手不足がこれに拍車をかけている**との意見あり。
- **過疎団体と非過疎団体の“不公平感”の問題**も存在。特に、過疎団体に囲まれた非過疎団体では、過疎債が使えず他の財源を捻出する必要があり、**周辺団体一帯での連携に支障**が生じている例もある。

〔各論①公共施設マネジメントへの課題等〕

- 改修・修繕、**更新の時期を同時期に迎える公共施設が多く、財源確保が難しい**。財源・人材不足で積極的に取り組めていないとの声あり。
- 公共施設の集約化・複合化について、住民等関係者の理解を得ることが難しく対応が進まない（特に合併団体の場合）との意見が多い。
- 過疎債の公共施設マネジメント特別分に該当する事業の償還年限の延長は、単年度あたりの財政負担が減り、ありがたい措置との意見あり。

（注）公共施設マネジメント特別分：公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業（原則として、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものに限る。）

〔各論②過疎債（ソフト分）の活用に係る課題等〕

- 補助金などが使えないケースにおいて活用できる起債メニューとして貴重との声あり。
- **ソフト分として多く活用されている事業**としては、デマンド型交通やコミュニティバス運行などの**交通手段の確保**、医療体制の確保、給食無償化や子ども医療費助成などの**子育て支援、移住・定住促進策**などが見られる。
- 現金給付のような一見一過性と思われる事業であっても、過疎団体としては「関係人口の増加につながり地域活性化に寄与する」という説明をしてくるため、都道府県としては認めざるを得ないとの意見あり。
- ソフト事業の中で公共施設の除却はニーズが大きいものの、学校等の大型の公共施設の除却には数億円かかるため、ソフト分の限られた枠内では事業を実施できず、廃止後の公共施設が除却されずに残り続けることは、防災・防犯の観点からもリスクがあり問題、との意見あり。

（注）除却事業に係る財政融資資金は、過疎対策事業のほか、教育・福祉施設等整備事業等の個別事業における国庫補助事業に充当可能。なお、公共施設の除却事業については、公共施設等適正管理推進事業債（民間等資金に限る）を活用可能。

「辺地対策事業債及び過疎対策事業債における年間所要額の調査について」
（令和８年４月　総務省事務連絡）

（４）過疎対策事業債（ソフト分）の活用

ソフト分において、「地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」は対象外とされているところですが、**令和６年10月に開催された財政制度等審議会の財政投融資分科会において、「敬老祝金事業等の効果が一過性と思われるような事例が散見される。」との指摘**がありました。

つきましては、現金や金券の**給付事業などにソフト分を活用しているものについては、その効果が一過性かどうかという点について改めて確認**のうえ、適切に御回答願います。

（参考）　過疎債（ソフト分）の活用事例

○　過疎債ソフト分については、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業が対象。

○　具体的には、交通・医療・子育て環境等の地域生活基盤の維持・確保、定住促進、観光施設の維持管理等の地域産業の振興などの過疎地域の持続的発展に資する事業に活用されている。

ソフト分の活用事例

〔地域交通〕秋田県大仙市：デマンド型交通

予約制乗合タクシー等の運行事業の経費を一部負担し、交通空白地域における通院や買い物等の住民の交通手段を確保。

■利用実績（令和7年度）
➢利用人数：延べ11,983人　➢路線数：30路線（地域全域）
➢地方債発行額：23.8百万円（全額財政融資資金）

〔地域医療〕奈良県下北山村：医師確保

県等から派遣されている医師の負担金に過疎債（ソフト分）を充当し、安定した地域医療体制を確保。

■利用実績（平成22年度から令和7年度）
➢確保医師数：延べ36人
➢地方債発行額：146.8百万円（全額財政融資資金）

〔定住促進〕福島県国見町：定住促進のための「住宅取得支援」

定住者増加と地域活性化を目的に、過疎債（ソフト分）を財源に、移住者が住宅を取得した場合に補助金を交付。

■利用実績（令和５年度から7年度）
➢件数：26件　　➢移住者数：69人
➢地方債発行額：6.9百万円（うち財政融資資金2.8百万円）

〔教育振興〕岐阜県山県市：スクールバス業務委託

小中学校の統廃合が行われる中、スクールバスの業務委託費用を一部負担。通学困難な小中学生の通学手段を確保。

■利用実績（令和3年度から7年度）
➢利用人数：537人　➢路線数：８路線
➢地方債発行額：63.7百万円（うち財政融資資金58百万円）

〔観光施設〕愛知県豊根村：観光施設の管理

県内有数の観光地である茶臼山高原の施設管理について民間事業者のノウハウ活用を目的に、指定管理に係る費用の一部に活用。地域の観光振興並びに利用者の安全性向上を図っている。

■利用実績（令和7年度）
➢地方債発行額：35百万円（全額財政融資資金）

参考資料

公的資金の役割分担に関する報告書等

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」
（平成26年６月 財政投融資分科会）

ⅱ．資金使途に着目した重点化

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

① **国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく**。

② 更に、**国の政策と密接な関係のある分野**（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）**に対して、引き続き対応していく**。

③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、**地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討**する。

その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。

「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会　報告書」
（平成29年12月　地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会）

（３）機構資金の役割・特徴

公的資金のうち、財政融資資金については、国が責任を持って対応すべき分野（災害復旧事業等）や国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助・国直轄事業等）等に対応するとともに、**機構資金については、地方単独事業のうち地方公共団体のニーズが高い事業（緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業等）や住民生活に密着した公営企業等に対応している**。

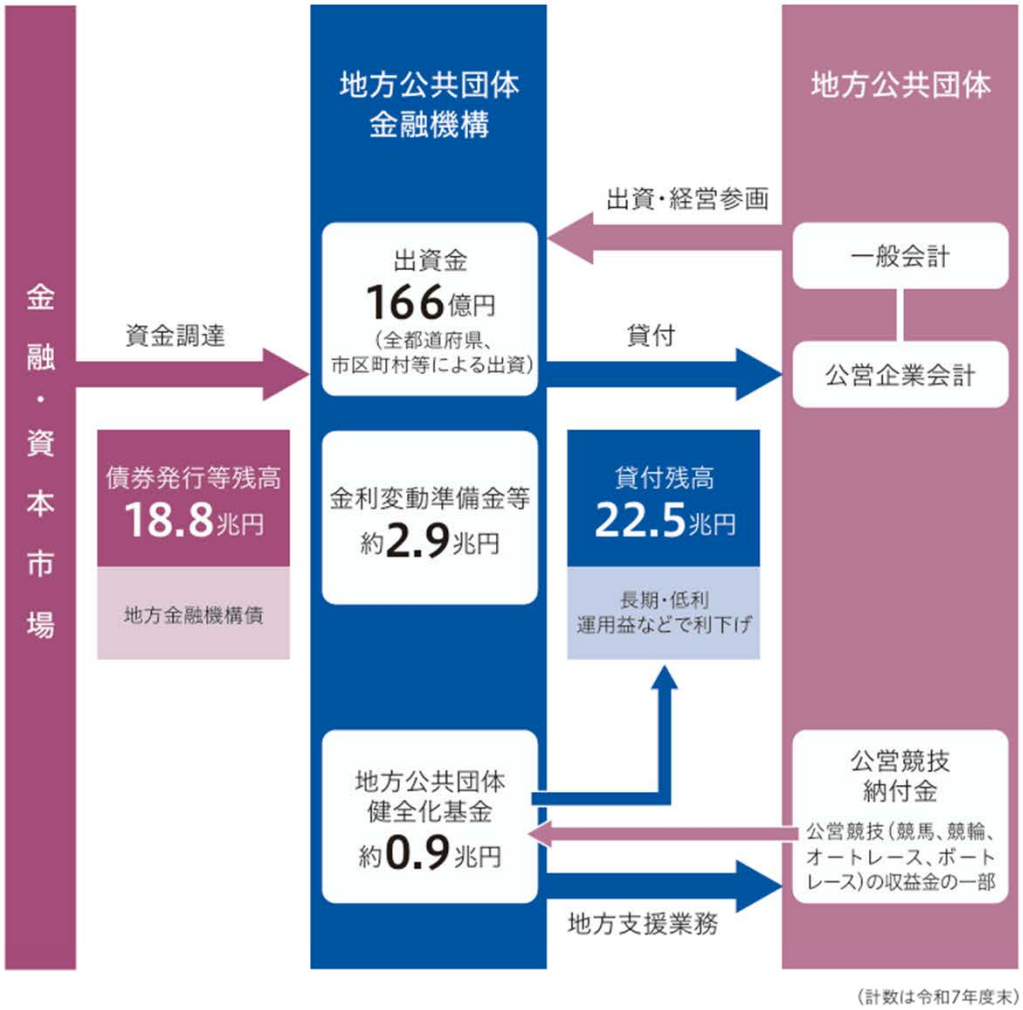
なお、財政融資資金を所管する財務省からも、機構の貸付けについては、財政融資と相互に役割を分担しながら適切に行われていると考えられる、との報告があったところである。

機構資金は、**地方が「共助」の仕組みにより調達した資金という観点から、「公助」としての財政融資資金と、その役割を適切に分担していくことが必要である**。

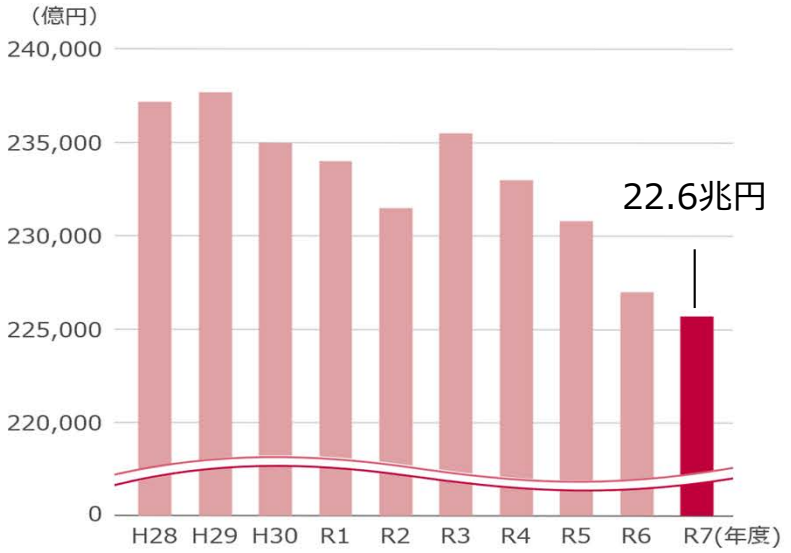
特に、公共施設等の老朽化対策や喫緊の課題である防災・減災対策、地方創生の取組みなど、**地方共通の重要政策課題に対応するための地方単独事業については、「共助」としての機構資金が対応する必要性が高い**と考えられる。

地方公共団体金融機構の概要

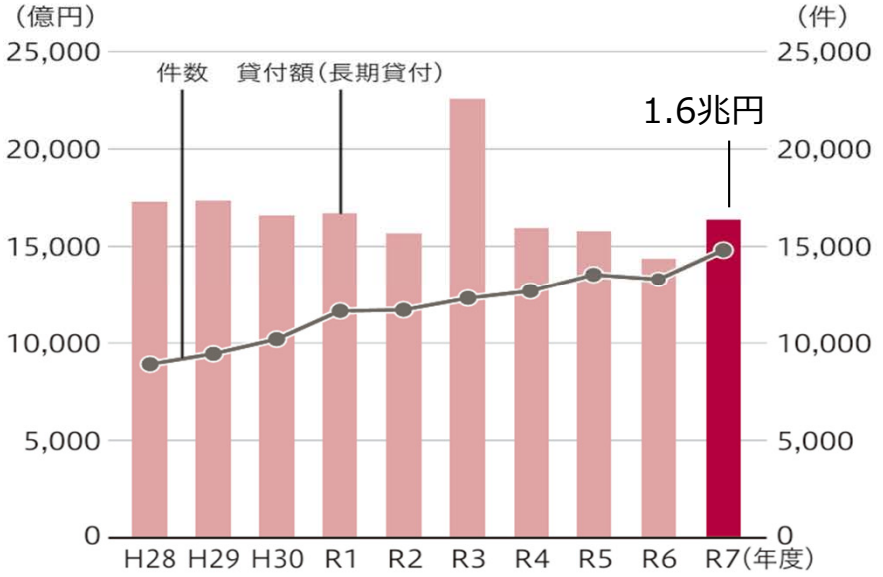
貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



貸付残高の推移



貸付実績の推移



(注) 地方共同法人である機構（一般勘定）に対する国の関与は、違法行為の是正要求等、適法性のチェックのための必要最小限のものに限られている。

(出典) 地方公共団体金融機構「ディスクロージャー誌（2026年度）」

過疎対策事業債の対象事業

対象事業

●過疎法第14条第１項に規定する出資及び施設の整備事業（ハード分）

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興を図るための施設 ○学校給食施設・設備 ○教職員住宅
○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設			

●過疎法第14条第２項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（ソフト分）

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

（注）同意等基準では、「**地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費については対象外**」としている。

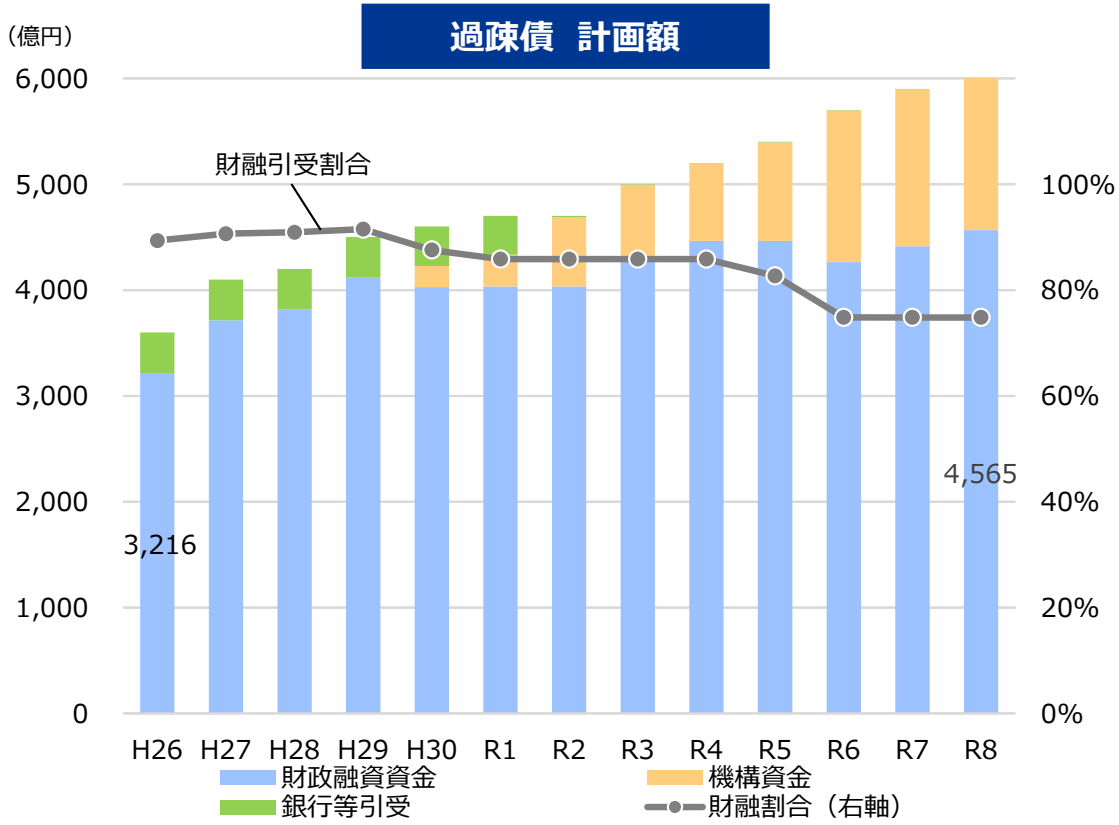
（出典）総務省資料

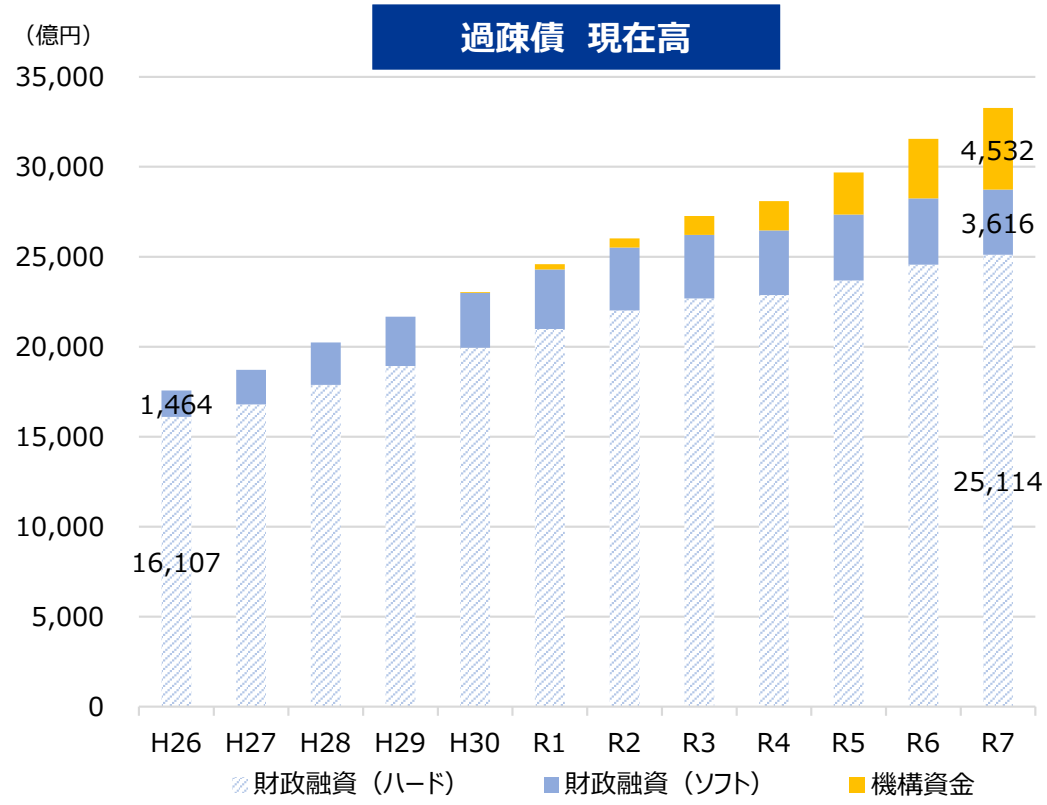
過疎対策事業債の現状

○ 過疎対策事業債（過疎債）は特別措置法に基づき、過疎地域とされた市町村が起債可能。
○ 人口減少に伴う過疎化の影響もあり、過疎債の計画額及び現在高は増加傾向にある。

過疎債の概要

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定。現行法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）は、令和3年成立・施行。
- 市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。現在の過疎関係市町村は885団体（全市町村の51.3%）。
- **過疎債の令和8年度計画額は、6,100億円。充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%。**



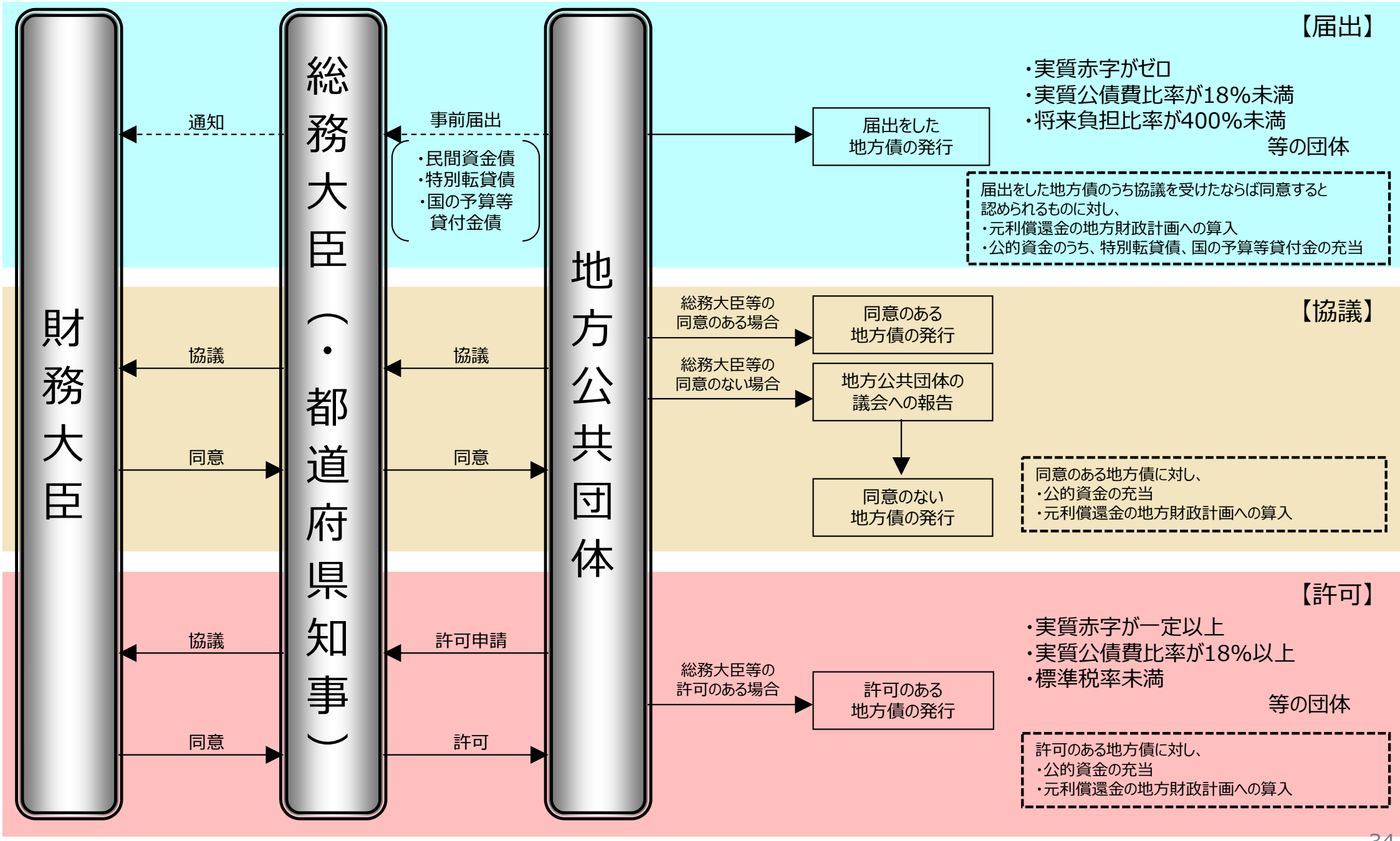


	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全市町村数※	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	
過疎関係団体数	797	797	797	817	817	817	817	820	885	885	885	885	ー

※各年度末時点

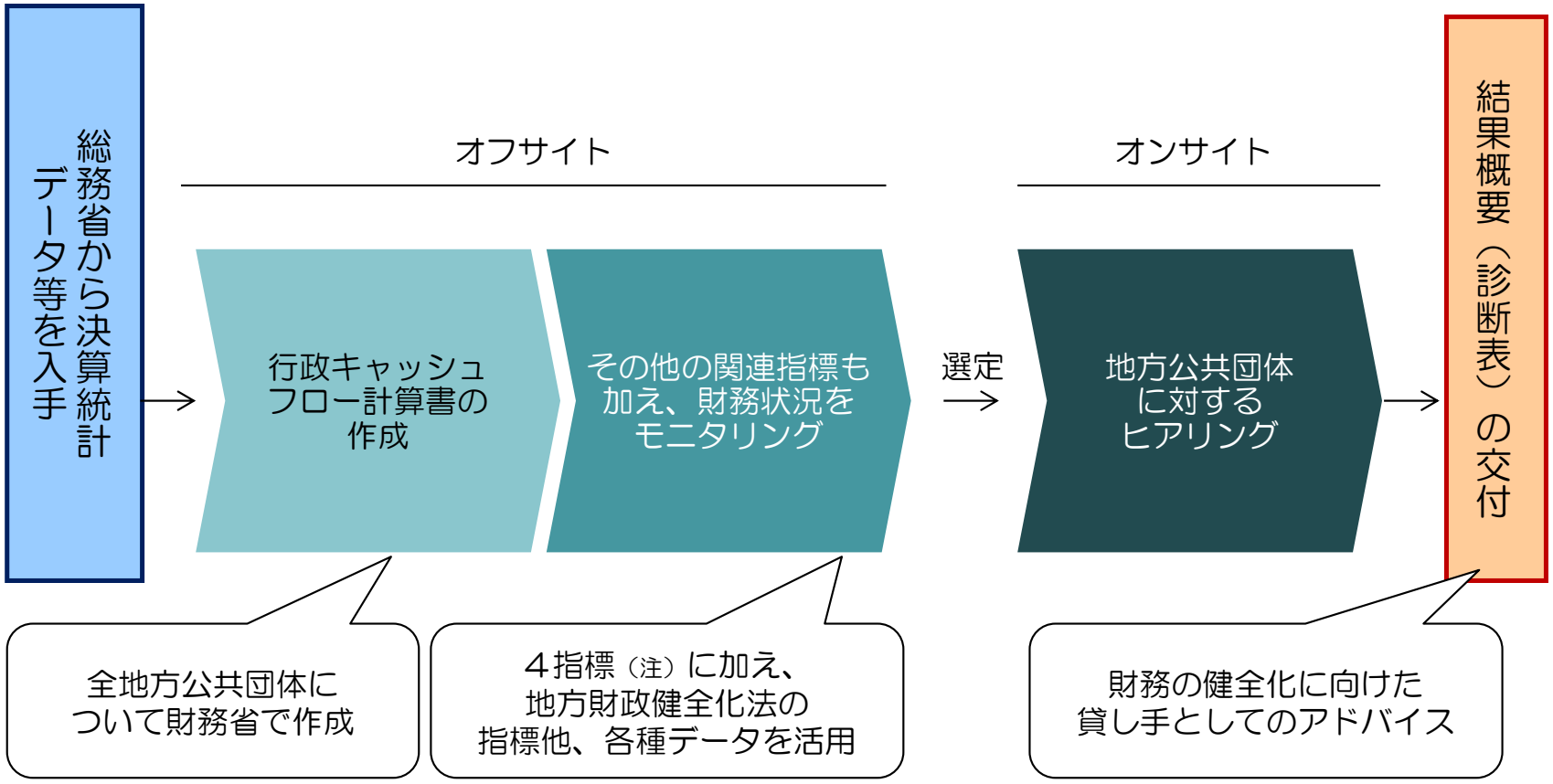
（出典）総務省資料（出所）e-Stat「市町村数」

地方債協議制度の概要


財務大臣
総務大臣（・都道府県知事）
地方公共団体
通知
事前届出
・民間資金債
・特別転貸債
・国の予算等貸付金債
【届出】
・実質赤字がゼロ
・実質公債費比率が18%未満
・将来負担比率が400%未満
等の団体
届出をした地方債の発行
届出をした地方債のうち協議を受けたならば同意すると認められるものに対し、
・元利償還金の地方財政計画への算入
・公的資金のうち、特別転貸債、国の予算等貸付金の充当
【協議】
協議
同意
協議
同意
総務大臣等の同意のある場合
総務大臣等の同意のない場合
同意のある地方債の発行
地方公共団体の議会への報告
同意のない地方債の発行
同意のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入
【許可】
協議
同意
許可申請
許可
総務大臣等の許可のある場合
許可のある地方債の発行
・実質赤字が一定以上
・実質公債費比率が18%以上
・標準税率未満
等の団体
許可のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

財務状況把握の流れ

○　財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握するものであり、また、結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス(情報提供等)や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。



（注）　４指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づきストック面を重視して算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」及び「行政経常収支率」の４つの財務指標のことをいう。

令和７年度財務状況把握の結果の概要（市区町村）

- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施している。令和７年度は、全市区町村1,741団体のうち175団体に対しヒアリングを行った（令和６年度：175団体）。

- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下の結果となった。

＜ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況＞

ヒアリング団体数	診断基準に該当する団体数				診断基準に該当していない団体数
		債務高水準	積立低水準	収支低水準	
175	20（※）	1	17	3	155

※ 複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

- 診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例
①債務高水準	・一般廃棄物処理施設や庁舎等の建設事業財源として、地方債を発行した。
②積立低水準	・一般廃棄物処理施設整備や駅周辺整備に係る大規模事業等に充当するため、基金の取り崩しを行った。 ・人件費や物件費の増加等により生じた収支不足を補てんするため、基金の取り崩しを行った。
③収支低水準	・一部事務組合等に対する補助費等や、公営企業会計への繰出金が増加したことにより、収支が悪化した。 ・物価高騰対策事業の実施に伴い、扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。